

I 方針策定の趣旨

「二宮町地域包括支援センター基本指針・運営指針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センターの意義・目的

1. センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるように、心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とする。
2. センターは、地域の高齢者の保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援する中核的機関として設置する。
3. センターの設置責任主体は二宮町であることから、二宮町は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営に適切に関与する。
4. 二宮町が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮することにより、適切、公平かつ中立的なセンターの運営を確保する。
5. 必要に応じて設置することができる「ランチ」については、センターとの情報共有や適切な役割分担のもと、センターの担う総合相談等の、円滑かつ効率的な処理・対応が可能となるように、連携して取り組む。

III 運営上の基本的考え方や理念

1. 公益性の視点

- 1) センターは、町の介護・福祉行政の一翼を担う「公共的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- 2) センターの運営費用は、町民の負担する介護保険料や、国・県・町の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

2. 地域性の視点

- 1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- 2) センターは、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の社会資源と連携を図ることで、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域が抱える課題を把握し、日々の活動に反映させる。

3. 協働性の視点

- 1) センターの保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等の専門職種が、それぞれの専門知識を生かして連携チームをつくり、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し、様々な相談に応ずる「チームアプローチ」を基本とする。
- 2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者との連携を図りながら活動する。

IV 業務推進の指針

1. 共通事項

1) 事業計画策定

- ① センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域で特色のある創意工夫した事業運営に努める。
- ② センターの基本姿勢を表わすものとして事業計画を策定し、住民に対しても解り易く広報する。

2) 設置場所

- ① 地域住民やケアマネージャー、サービス事業者等の多様な関係者が、アクセスしやすい場所に事務所を設置する。
- ② 運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）にたって事務所を設置する。

3) 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

4) 地域との連携

地域包括支援センター運営協議会や見守りネットワーク委員会の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

5) 個人情報の保護

- ① センターは、地域の多くの相談者から利用される機関であるため、相談者の個人情報の保護については、管理を徹底し万全の措置を講ずる。
- ② センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理は万全を期することが求められる。センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守する。

6) 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙を利用し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

7) 苦情対応

センター（指定介護予防事業者）に対する苦情対応窓口を設置する。

8) 窓口機能の強化

センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、住民からの相談を受け付けて集約し、センターへつなぐことなどを目的に、ランチなどを設置することができる。

2. 総合相談支援業務

1) 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応するように取り組む。

2) 総合相談業務

地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。

3) ネットワーク構築業務

① 地域の社会資源やニーズの把握

ア 地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行う。

イ ネットワーク構築にあたっては、サービス提供機関や専門相談機関等のマップや名簿の作成等により、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

ウ 地域に必要な社会資源がない場合には、その創設や開発に取り組む。

② ネットワークの構築

ア 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチーム支援を行う。

イ 認知高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワークを有効に活用する。

ウ 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行う。

オ 問題の検討や発生の防止を図るため、センターが中心となり地域における様々な関係者と連携を図る場として、「地域ケア会議」を開催する。

③ 地域住民の啓発活動

地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連帯や、個人の尊厳を尊重し理解するために必要な啓発活動に取り組む。

④ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

ア 地域における高齢者虐待防止ネットワーク構築のため、行政・関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

イ 虐待の早期発見や発生した虐待に対応するための具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行う上で、ネットワークを活用する。

3. 権利擁護業務

1) 権利擁護

① 基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基ついた支援を行う。

② 成年後見制度

ア 認知症などにより判断能力の低下が見られる高齢者には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

イ センターは、成年後見制度の円滑な利用にあたって相談に応じ、関係機関・団体の紹介などを行う。

③ 老人福祉施設への措置

判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、町と連携を図り支援する。

④ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、町と連携を図り、適切な対応を行う。

⑤ 処遇困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

⑥ 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

⑦ 認知症高齢者への対応

ア センターは認知症に関する正しい理解を促進し、認知症になっても安心して

て暮らせる地域を実現するために、地域における啓発活動に積極的に取り組む。イ 町では、キャラバンメイトが認知症サポーターの養成講座を開催しているが、センターにおいても地域において認知症サポーターの養成に取り組む。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント業務

1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ① 施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築するとともに、地域のケアマネージャーと関係機関との連携を支援する
- ② 地域のケアマネージャーが介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

2) 介護支援専門員に対する支援

① 日常的個別指導・相談

ケアマネージャーの日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

② 事例検討会・研修会の実施

ケアマネージャーの資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

③ 支援困難事例等への指導・助言

地域のケアマネージャーが抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うなど、ケアマネージャーが自らの解決能力を高め、困難事例の解決の糸口を見出し、必要な連携・協力・支援を作り出せるように、後方支援を行う。

④ 地域におけるケアマネージャーのネットワークの活用

地域のケアマネージャー等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、ケアマネージャーのネットワークを活用する。

5. 介護予防ケアマネジメント業務

1) 介護予防ケアマネジメント

- ① 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることは出来る限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の出来ることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指す。
- ② 具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、初期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画を見直す。

6. その他

1) 介護者のつどい等の開催

家族介護支援事業の一環として、介護者のつどいや家族介護教室を開催し、情報交換介護相談、介護方法の習得を通じ介護者の負担の軽減を図る。

2) 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、センターの業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加する。さらに、各職員が学んだ技術・知識については、当該職員個々に留めることなく、可能な限り全職員に伝達し共有することにより、センター全体のスキルアップを図る。

3) 地域のネットワークの活性化

町が開催する地域見守りネットワーク会議と連携し、見守りケースの検討等を適宜行うことにより、地域のネットワーク協力団体等が様々なケースにどのように対応していくかの確認を行うとともに、地域の関係団体との連携を強化する。

V 平成26年度までの重点的運営事項

以下に掲げる事項は、高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、高齢者が地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現していくための二宮町の重点的運営事項である。

本基本指針・運営方針を踏まえて作成されるセンターの事業計画については、下記の事項に関しては、特に地域の特性等も考慮したより具体的な計画を必要とする。

1. 実態把握の実現

地域には、ひとり暮らし高齢者だけではなく、高齢者のみの世帯や同居においても気掛かりな高齢者が多数いる。これらの高齢者は、自ら支援を求めてこない場合や支援をうけられることも知らない場合が多く、支援する側からのアプローチが重要である。センターは、自ら地域に出て高齢者にアプローチし、状況を見極め、高齢者の孤立や深刻な事態に発展する危険性を回避するように努める。

2. 認知症支援策の充実

認知症高齢者は、病気を原因とする周辺症状（障害）から介護上の負担が大きく、高齢者虐待の被害者となる危険性も大きい。また、消費者被害にも遭いやすく、大きな社会問題となっている。センターは認知症に関する正しい理解を促進し、認知症になっても安心して暮らせる地域を実現するために、町民への啓発活

動に積極的に取り組む。「成年後見制度の普及や利用支援」・「認知症介護者教室や介護者のつどいなどの開催」を含む。）

3. ひとり暮らし高齢者等に対する見守りの強化

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加で、高齢者が孤立化することを防止するため、センターの職員は、二宮町が開催する地域見守りネットワーク会議に参加する。また、地域の協力関係団体との連携を強化し、日常的に顔の見える関係を築くとともに、地域の課題を共有し、地域性を活かした見守りネットワークの構築を、実現していくことが必要である。

4. 予防給付ケアマネジメントの実施

介護予防については、引き続き周知等に努め、介護予防サービスを効果的に利用することによって、要介護状態にならないよう適切な介護予防ケアマネジメントを実施する。

介護予防サービスが開始された後には、適宜モニタリングを行い、またプランに位置づけた機関が終了した際には評価を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメントの支援

高齢者が介護保険を始めとする様々な介護サービスを適切に利用するため、医療機関・介護保険サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種との協働ができるよう、ケアマネージャーの後方支援を行う。また、ケアマネージャーが包括的にサービスを組合せ、継続的なサービス提供の調整を行うための、情報の提供、ケアマネジメント技術向上のために支援、個別相談やサービス担当者会議の支援等を行う。

6. 災害時における見守り等の検討

二宮町では、災害時における要支援希望者の把握事業を開始した。この状況を踏まえ、センターにおいても二宮町地域防災計画の災害時要援護者対応等をもとに災害時の対応についての検討を開始する。